

会 議 録

1 会議名

令和3年度第9回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報 告（公開）

（1）安塚雪だるま高原施設の一部廃止についての事前説明

○その他（公開）

3 開催日時

令和3年11月30日（火）午後7時から午後7時32分まで

4 開催場所

安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二

秦克博、松苗正二、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大島次長、石川市民生活・福祉グループ長（併
教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主任

・施設経営管理室：竹下室長

・浦川原区総合事務所：滝澤主幹

8 発言の内容（要旨）

【大島次長】

・会議の開会を宣言

・上越市域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【松苗正二会長】

・挨拶

【大島次長】

本日の会議録の確認は、内規により松苗正二会長にお願いする。

条例第8条第1項の規定により、松苗正二会長から議長を務めていただく。

【松苗正二会長】

それでは、次第3報告事項（1）安塚雪だるま高原施設の一部廃止についての事前説明、から議事を進めていく。

本日は担当課である施設経営管理室及び浦川原区総合事務所の職員が出席しているので、説明を求める。

【施設経営管理室 竹下室長】

本日は、まず資料No. 1に基づき、安塚雪だるま高原施設の一部廃止についての事前説明を行い、その後次第には記載されていないが、資料No. 2に基づき、令和2年度の安塚雪だるま高原における市及び指定管理者の収支状況等について、説明する。あわせて、令和4年度以降における安塚雪だるま高原の指定管理者の更新の方針について、口頭で説明させていただく。

【浦川原区総合事務所 滝澤主幹】

資料No. 1に基づき、安塚雪だるま高原施設の一部廃止について、廃止対象施設や廃止理由等を説明。

【施設経営管理室 竹下室長】

資料No. 2に基づき、令和2年度の安塚雪だるま高原における市及び指定管理者の収支状況等を説明。

令和4年度以降における安塚雪だるま高原の指定管理者の更新の方針について、説明。現指定管理者である株式会社スマイルリゾートの指定管理期間は1年9か月であり、今年度末をもって期間満了となる。この間、民間事業者という側面からも良好な経営状況を保っている点等を考慮し、令和4年度以降も引き続き、株式会社スマイルリゾートを指定管理者として、5年間随意指定により指定管理者の指定を行う予定としている。

【松苗正二会長】

担当課から説明があったが、何か質問等あるか。

【吉野誠一委員】

本日は事前説明ということであったが、一番大きな問題はゆきだるま温泉雪の湯の廃止であると考えている。少なくとも安塚雪だるま高原一帯はリゾート地であり、あのような大きな施設をそのままにしておくわけにはいかないと思う。については、諮問の際に

施設の除却計画を示していただきたいと思うが、いかがか。

また、先ほどの説明の中で、指定管理者は公募の結果、株式会社スマイルリゾートに決定したという話があったが、それはぜひ訂正していただきたい。以前、野澤前副市長からは、サウンディング型市場調査に基づいて2社を指名し、その後1社が下りたという旨の説明があった。指定管理者は公募が前提であるにも関わらず、あの時だけ違っており、その点も説明を受けている。ぜひ訂正いただきたい。

そして、広く公募するという方針があるにも関わらず、黒字だから次年度以降も株式会社スマイルリゾートを随意指定するというのはおかしいと思う。市の基本方針は公募が前提になっていると思うので、その辺りの考え方をお聞きしたい。

【施設経営管理室 竹下副室長】

まず、1点目の施設の除却についてである。公の施設を休廃止する場合、今後の施設の利活用をどうするかという点が大きな課題となる。何も手を付けずに市が除却しようとすると、多額の費用が必要となる。過去に柿崎区のハマナスふれあいセンターという温浴施設を除却しているが、その際も約1億円弱の除却費用がかかった。このような観点から、温浴施設に限らず施設を廃止する際は、市または民間事業者において利活用の方策がないか、十分に検討する必要がある。民間事業者による提案があれば、サウンディング型市場調査等を行うことも考えられる。検討の結果、活用しないという方向性が定まった段階で除却計画を策定していきたいと考えている。

次に2点目の株式会社スマイルリゾートの指定管理者の指定に至る経緯についてである。吉野委員がおっしゃられていたとおり、前段でサウンディング型市場調査を実施した際、スキー場事業者が何社か手を挙げたという経緯がある。令和2年7月からの指定管理者の選定にあたっては、スキー場の指定管理が可能な事業者に限定し、市として広く声をかけた結果、サウンディング型市場調査にも手を挙げてくれた2社からの応募があった。そして、指定管理者選定委員会で選定した結果、株式会社スマイルリゾートに決定となったということである。

また、前回の指定管理者の選定作業を経て見えてきた課題は、今の社会・経済情勢の中でスキー場の管理運営を行ってくれる事業者がなかなか見つからないということである。募集にあたっては、近隣でスキー場事業をされている事業者へ全て案内を出させてもらったが、どこもスキー場の事業自体が厳しいということで、結局2社しか応募がなかったという状況である。このような状況を踏まえると、仮に、次に公募をしたとしてもスキー場の事業者が新たに出てくる可能性は非常に低い。この間、1年9か月という

期間ではあるが、株式会社スマイルリゾートからはしっかりと管理をしていただいております、事業の継続性という意味も含め、改めて5年間の随意契約ということで指定管理者の指定を行いたいと考えている。

【吉野誠一委員】

私の記憶違いだったかもしれないが、形式的には公募であっても、サウンディング型市場調査の結果を踏まえて2社を指定し、選定を進めたという説明であったと思う。

【松苗正二会長】

ほかに質問等あるか。

【池田裕夫委員】

ふれあい昆虫館についてお聞きしたい。ふれあい昆虫館はいつ、どのような理由で自然に無くなったのか。無くなる経緯が分からなかったので、経緯の説明をお願いしたい。

【浦川原区総合事務所 滝澤主幹】

ふれあい昆虫館は無くなったわけではない。ふれあい昆虫館として入場料金をとって利用するというについては、現在のところ休止している。施設内の多くの水槽等は片づけてあるが、実際に越後田舎体験で団体の方が来ており、展示などを利用してセミナールームとして活用しているところである。条例上、ふれあい昆虫館は現在も残っている。

【池田裕夫委員】

今後もふれあい昆虫館としてではなく、全体の施設の一部として利用するということがか。

【浦川原区総合事務所 滝澤主幹】

今後5年間指定管理の更新という話もあったが、現在の2年間についても、株式会社スマイルリゾートから営業内容の提案をいただきながら、市としてそれを認めて運営している。今後、センターハウスを含め、ふれあい昆虫館等周辺施設についても同様に提案をいただきながら運営していくという形で考えている。また、ふれあい昆虫館やセンターハウスには雪冷房が入っており、エネルギーの活用という面も含めて利用いただければと考えている。

【吉野誠一委員】

ふれあい昆虫館は、本来の利用目的では利用していないということでよいか。越後田舎体験の方が来た時に例えば蝶の標本などの展示だけを見せて、セミナールームとして利用しているのであって、入場料金をとって開放するという本来の利用目的に沿った利

用はしていないということか。それは条例等を変更しなくてもできるのか。

【浦川原区総合事務所 滝澤主幹】

ふれあい昆虫館については、今の利用方法は本来望んでいる形ではない。現在入場料金をとることは休止しているが、施設としては有効利用を図っている。その部分でいうと、現在条例上は残っているものの休止している施設としては、ゴンドラ、今回諮問を行うゆきだるま温泉雪の湯、テニスコート等がある。これらは条例上に変更はなく、休止状態が続いていたということでご理解いただきたい。今後とも再開する予定が無くなった施設について、今回条例上廃止させていただきたいというものである。ふれあい昆虫館については、将来的な活用を含めて使わない、という結論を出していないということでご理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

それは条例上残っているけれども、実態としては、条例上の目的に沿った利用をしていないということではないか。条例と整合性はとれるのか。

【浦川原区総合事務所 滝澤主幹】

先ほど申し上げたとおり、ふれあい昆虫館として施設は残っており、施設内の展示についても一部片づけたものはあるが、今後使えないという状態ではない。現在のところ、条例に位置付けられたまま休止状態にあるということでご理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

休止になる際、地域協議会で説明を受けていたか。公の施設を休止や廃止する場合、諮問にかけることになっていたと思う。休止になる際、諮問にかかっていたか。

【施設経営管理室 竹下室長】

正確なことは調べないと分からない部分もあるが、私の知る限りでは、これまで公の施設の休止について、諮問をした事例はない。ただ、休止や営業時間を変更する場合には、事前に地域協議会へ報告させていただいている。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

ほかに質問等あるか。

(質問なし)

ほかに質問等なければ、以上で本日の事前説明は終了する。本件については、次回地域協議会において、諮問が予定されているのでご承知おきいただきたい。

ここで、施設経営管理室及び浦川原区総合事務所の職員は退席となる。

(施設経営管理室及び浦川原区総合事務所職員退席)

次に安塚区地域協議会としての審議内容について、確認を行う。事前に事務局へ審議依頼書の提出はあったか。

【大島次長】

事前の提出はない。

【松苗正二会長】

今回審議依頼書の提出はなしということで、審議依頼事項がある場合は、また次回協議会開催日の1週間前までに事務局へ提出をお願いしたい。

次に次第6その他(1)次回協議会の開催日について確認する。通常であれば、次回地域協議会は12月28日(火)開催となるが、年末になるため、12月21日(火)に開催できればと考えている。都合の悪い方はいるか。

(意見なし)

それでは、12月21日(火)開催とする。また、12月からは冬期間のため、開始時間を早めるということで以前お願いしていたと思う。次回から午後6時開始としてよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、次回第10回安塚区地域協議会は12月21日(火)午後6時から開催とする。その他連絡事項等あるか。

【萬羽主任】

そのほかの配布資料について説明。

【松苗正二会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL: 025-592-2003 (内線 23)

E-mail: yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。